



広島大学

目次

1. 倫理規則の概要
2. 「利害関係者」について
3. 「禁止行為」について
4. 再就職等の規制について

趣旨 (第1条)

- ◆ 倫理規則は、**職員の倫理を保持し**、

倫理行動基準 (第2条)

- ◎ 職務上知り得た情報を利用して、不当な差別的取扱いをしてはならないこと。
- ◎ 常に公私の区別を明らかにし、その職務や地位を私的利益のために用いてはならないこと。
- ◎ 権限行使の対象となる者から、贈与等を受領してはならないこと。
- ◎ 公共の利益の増進を目指し、職務の遂行に当たるべきこと。
- ◎ 所定労働時間外においても、大学の信用への影響を認識して行動すべきこと。



「規則では、職員の一人一人が職務がその職にふさわしいに当たって、

利害関係者 (第4条)

◆ 倫理規則における「利害関係者」とは、職員が職務として携わる事務の区分に応じ、

職員が携わる事務	「利害関係者」となる者
物品購入等の契約に係る事務	契約締結事業者、契約の申込みをしている事業者等
共同研究及び受託研究の契約に係る事務	契約締結事業者、契約の申込みをしている事業者等
入学試験における合格者の決定に係る事務	入学志願者及びその関係者
学生等の懲戒処分の決定に係る事務	懲戒処分の対象学生及びその関係者
卒業判定・修了判定の決定に係る事務	卒業又は修了予定者及びその関係者
学位論文の審査に係る事務	学位論文審査の対象者及びその関係者
職員採用試験の合格及び採用決定に係る事務	大学職員としての採用希望者及びその関係者

- ◆ ① C部署の職員(A)に異動があった場合で、② 職員(A)の利害関係者が、引き続き、C部署の他の職員(B)の利害関係者であるときは、③ その利害関係者は、職員(A)が異動した日から3年間は、職員(A)の利害関係者であるとみなします。

禁止行為 (第5条)

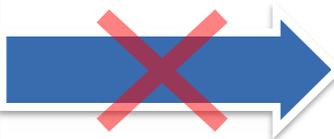
- ◆ 職員は、利害関係者との間において、次に掲げる行為(禁止行為)を行ってはなりません。

禁止行為の例外
(第6条)

◆ 職員と公的な関係がある利害関係者の間に係る場合



常勤役職員
(契約職員, 非常勤職員は対象外)



密接関係法人等

【再就職幹旋の例外】

- ・基礎研究, 福祉に関する業務及び基礎研究以外の研究開発に関する業務に従事する(した)職員の幹旋(→**原則として教員は規制の対象外**)
- ・人事交流としての職員の現役出向
- ・管理職員でない職員が業務の縮小等に伴いリストラされる場合
- ・事務事業の改廃等による大規模なリストラが必要な場合

全ての役職員



営利企業等

- 規制の対象
 - ・現役の常勤役職員
(契約職員, 非常勤職員は対象外)
- 規制内容
 - ・~~密接関係法人等に~~ ~~再就職~~ ~~幹旋~~ ~~する~~ ~~他の~~ ~~現役の~~ ~~常勤~~ ~~役職員~~ ~~及び~~ ~~退職者~~ (常勤役職員OB)の再就職幹旋
- ※密接関係法人等
 - 営利企業等のうち資本関係, 取引関係等において大学と密接な関係を有するもの
- ※営利企業等
 - 商業, 工業又は金融業その他営利を目的とする私企業及び営利企業以外の法人(国, 国際機関, 地方公共団体, 行政執行法人, 特定地方独立行政法人を除く。)

- 規制の対象
 - ・現役の役職員
(契約職員, 非常勤職員も対象)
- 規制内容
 - ・営利企業等に対する他の現役の役職員及び退職者(役職員OB)の再就職幹旋
- ※法令等違反行為に係る再就職幹旋
 - 法律もしくは本学規則に違反する不正行為を行うこと, 他人に行わせること



- 規制の対象
 - ・現役の役職員（契約職員,非常勤職員も対象）
- 規制内容
 - ・営利企業等に対する法令等違反行為の見返りに行う自己の求職活動
- 学長の取るべき措置
 - ・学長は、規制に係る監視・是正、規則の周知を図ることが必要



- 届出義務の対象者
 - ・現役の役職員（契約職員,非常勤職員も対象）
- 規制内容
 - ・営利企業等への再就職者（常勤役職員OB）から、法令等違反行為の働きかけがあった場合に、学長への届出を義務付け
- 学長の取るべき措置
 - ・学長は、再就職者から上記の働きかけがあった場合には、こうした不正行為を確実に抑止するための措置を取ることが必要

⚠ 再就職者が離職前5年間の職務に係る契約等事務について、再就職者が離職後2年間に行う働きかけ（役員・管理職員は大学全体の所掌に係るものに上乗せ規制）

⚠ 再就職者が自ら行った契約・処分に関する働きかけ



